

整理番号：7-2

提言題名：公民館の定期利用団体認定のお願い

【提言要旨】

私は●と申します。取手在住の高齢者です。現在、井野公民館でパソコンの講習を受けております。このサークル：●は、10数年の実績があり、定期利用団体として井野公民館に登録されております。

さて、この度、井野公民館がこの6月から来年の3月まで、改修工事に入ります。したがってこの間、サークルは寺原公民館で講習を受けることになりました。その場合、寺原公民館では、私たちのサークルは新規の一般団体扱いとなり、今までのように定期利用団体として認められません。つまり今までは年一回の利用許可申請書の提出で済んでいたものが、今後は、利用予約するたびに毎回申請書を提出しなければなりません。いくらオンラインが開通したといえ、その作業は大変面倒になります。更に、希望予約日に競合相手が出た場合には、抽選となり、そこで抽選漏れになれば、また最初から予約をやり直さなくてはなりません。面倒な作業が幾重にも重なる可能性があります。

そこで私がお願いしたいのは、今回に限って特例を設けて、我々のサークルを寺原公民館の定期利用団体として、認定してもらいたいということです。そうすれば利用許可申請の手続きは井野公民館の時と同様、簡単に済みます。そもそも今回の他公民館への移転問題は、井野公民館老朽化改修工事が原因であって、我々サークルになんら落ち度があったわけでもなく、サークルから直接お願いした問題でもありません。あくまでも井野公民館側の問題です。その辺を汲んでいただき、繰り返しになりますが、寺原公民館に対して定期利用団体として認定していただくよう宜しくお願い致します。

(令和8年3月受付)

【回答要旨】

井野公民館は老朽化対策及びバリアフリー対応の大規模改修により令和8年6月から翌年3月末予定の工事期間中、休館となることから定期利用団体並びに利用者の皆様には大変、ご不便をおかけいたしますことを先ずはお詫び申し上げます。

休館中、井野公民館の定期利用団体の活動場所につきましては、昨年11月に開催しました代表者会議の際、「他の公民館を優先的に利用できるようにしてほしい」とのお声をいただき、教育委員会内で対応を検討いたしました。

検討の結果、全定期利用団体に公平に優先的な利用の調整は困難であり、これまで他の公民館で休館を伴う工事を行った際も各定期利用団体自ら一般団体と

して他の公民館でお手配のうえ活動されていることから、井野公民館の改修工事に伴う休館期間においても同様とさせていただくこととなりました。

この検討結果につきまして、令和8年1月に各定期利用団体の代表者宛に郵送にてご通知させていただいたところ、各定期利用団体の皆様のご理解、ご協力により自ら一般団体として他の公民館等でお手配をいただいているとお聞きしております。

つきましては、●の皆様並びに●様におかれましても大変、ご不便、お手数をおかけいたしますが、一般団体として他の公民館等でお手配くださいますようご理解、ご協力をお願い申し上げます。

(生涯学習課 令和8年4月回答)